



2022年5月23日

各 位

会社名 澁澤倉庫株式会社  
代表者名 取締役社長 大 隅 毅  
(コード番号 9304 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員総務部長  
旗 浩 志  
(電話 03-5646-7221)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、下記のとおり2022年6月29日開催予定の当社第175期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の件

- (1) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するとともに号数の繰下げを行うものであります(第2条)。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります(変更案第16条第1項)。
  - ②書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります(変更案第16条第2項)。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、削除するものであります(現行定款第16条)。
  - ④上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります(変更案附則)。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会決議日 | 2022年6月29日(予定) |
| 定款変更の効力発生日      | 2022年6月29日(予定) |

以 上

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (7) &lt;条文省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> <p><u>(8) ～ (22) &lt;条文省略&gt;</u></p> <p>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (7) &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(8) 酒類、食料品、日用雑貨、家具、化粧品、サプリメント等各種物品の輸出入及び販売業</u></p> <p><u>(9) ～ (23) &lt;現行どおり&gt;</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>第 16 条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生じるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |